

令和3年松前町条例第5号

松前町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月29日

松前町長 岡本 靖

松前町介護保険条例の一部を改正する条例

松前町介護保険条例（平成12年松前町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>次の表に掲げる額</u></p> <table border="1" data-bbox="230 1027 683 1177"><tr><td>令和3年度</td><td><u>42,760円</u></td></tr><tr><td>令和4年度</td><td><u>44,060円</u></td></tr><tr><td>令和5年度</td><td><u>45,360円</u></td></tr></table> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,600円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>53,780円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>77,760円</u></p>	令和3年度	<u>42,760円</u>	令和4年度	<u>44,060円</u>	令和5年度	<u>45,360円</u>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>41,340円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,700円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>52,780円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>63,600円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>76,320円</u></p>
令和3年度	<u>42,760円</u>						
令和4年度	<u>44,060円</u>						
令和5年度	<u>45,360円</u>						

- (7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 81,000円
- (8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 97,200円
- (9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 110,160円
- (10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 126,360円

2 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、120万円とする。

3 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第7号イの市町村が定める額は、210万円とする。

4 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第8号イの市町村が定める額は、320万円とする。

5 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第9号イの市町村が定める額は、500万円とする。

6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,440円とする。

7 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

令和3年度	<u>26,560円</u>
令和4年度	<u>27,860円</u>
令和5年度	<u>29,160円</u>

8 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、45,360円とする。

- (7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 79,500円
- (8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 95,400円
- (9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 108,120円
- (10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 124,020円

2 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、120万円とする。

3 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第7号イの市町村が定める額は、200万円とする。

4 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第8号イの市町村が定める額は、300万円とする。

5 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第9号イの市町村が定める額は、500万円とする。

6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,080円とする。

7 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,440円とする。

8 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、44,520円とする。

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。